

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第2回連携推進委員会」

議 事 録

外務省国際協力局民間援助連携室

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第2回連携推進委員会」
議事次第

日 時：平成29年11月30日（木）14:00～16:14

場 所：外務省南国際大会議室893号室

1. 冒頭挨拶

2. 報告事項

- (1) グローバルフェスタJAPAN2017
- (2) 日本のNGOの安全対策に関する取組
- (3) 防災ダボス会議におけるNGOの活動及び今後の展開
- (4) 連携中期計画の2017年度優先項目

3. 協議事項

- (1) NGO活動環境整備支援事業の成果と課題
- (2) 日本NGO連携無償資金協力における医療行為の扱いについて
- (3) 日本NGO連携無償資金協力の成果と課題

4. 閉会挨拶

○垂井（外務省 国際協力局 民間援助連携室 首席事務官）

皆様、本日は御多忙の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

では、時間が参りましたので、平成29年度NGO・外務省定期協議会「第2回連携推進委員会」を始めさせていただきます。

本日は、私の隣にいらっしゃいます堀江連携推進委員と、私、外務省民間援助連携室の垂井で司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

初めに、いつものとおり、3点注意事項を申し上げます。

第1に、本日の議事録は逐語にて作成し、追って外務省のホームページに掲載されますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

第2に、発言者は、最初に所属とお名前を御紹介の上、発言をお願いいたします。

最後に、御発言はできるだけ簡潔をお願いいたします。

本日は、堀井巖外務大臣政務官に出席いただいております。また、国際協力局より、梨田局長及び牛尾NGO担当大使も出席しております。

初めに、外務省を代表して、堀井政務官から冒頭の御挨拶をいたします。

政務官、よろしく申し上げます。

◎堀井外務大臣政務官

外務大臣政務官を拝命しております堀井巖と申します。

本日は、平成29年度第2回連携推進委員会に、御多忙の折、このように御出席をいただきまして、心から感謝を申し上げます。開催に当たり、外務省を代表して一言御挨拶を申し上げます。

外務省にとって、ここにおられるNGOの皆様は、我が国の顔の見える協力を進めていく上で不可欠なパートナーでございます。持続可能な開発、紛争や自然災害による発生する避難民への対応、防災など、国際社会全体にかかわる地球規模の課題へ効果的に対応するためには、現場のニーズを的確に把握し、状況に応じた対応をとることができるNGOを初めとする関係者の皆様の連携が極めて重要であり、必要であると考えております。

そして、その連携をより一層発展させていくためにも、NGOと外務省が協働し、ともに働き、社会においてもその活動が支持をされ、そして信頼をされていく、このことが大切であると考えております。そのためにも、私ども外務省としても努力を続ける所存でございます。

NGOの皆様におかれましても、例えばガバナンスをしっかりと行っていただくなど、地域や分野の専門性も生かし、そのすばらしい活動の成果を社会に示しながら、より多くの信頼を得ながら、ともに一緒に活動をより一層進めていきたい、このように考えているところでございます。

先般、グローバルフェスタJAPAN2017が開催されました。私も参加させていただきました。NGOの皆様の活動と御活躍を直接学ぶ大変よい機会でもございました。日本のNGOの皆様の熱

意と御努力を改めて実感したところでございます。心より敬意を表します。力強い国際協力の実現に向け、より一層NGOの皆様と協力して取り組んでまいりたいという思いを新たにいたしております。

このような視点で、連携推進委員会はNGOの皆様と外務省との連携を強化する上で重要な機会でございます。本日は、報告事項として、私も参加させていただきましたグローバルフェスタJAPAN2017に加え、防災ダボス会議におけるNGOの活動、日本のNGOの安全対策の取り組みなど、幅広い分野について話し合われると承知をいたしております。

本日の会議が、NGOの皆様と外務省との連携をさらに進めていく上で有意義なものとなることを期待いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

堀井政務官、どうもありがとうございました。

それでは、議題2の報告事項に進みます。最初に、「グローバルフェスタJAPAN2017」ということで、国際協力局政策課の山崎企画官より発言をお願いします。

○山崎（外務省 国際協力局 政策課 企画官）

山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。グローバルフェスタJAPANについて今年の分を報告させていただきたいと思っております。お手元に資料が配られているかと思いますが、要点を簡単に説明させていただきます。

今年の9月30日、10月1日に開催されて、出展者数は266団体、非常に多く参加いただきました。来場者数は12万人、近年最高の人数が来ていただきました。

このイベント自体はもう皆さん御存じだと思いますので、その概要は割愛いたしますが、全体総括のところで、岡本政務官と堀井政務官に御参加いただいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」をテーマに、「世界を変えるための17目標」を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉えてもらうことを目指して開催いたしました。無関心層から関心層まで幅広い年齢にリーチすることができて、ほぼボランティアベースでさまざまな方々、特に著名人等、多くの方々に参加いただきました。

2ページ目ですけれども、例えばピコ太郎さんは岡本政務官からSDGs推進大使を委嘱されたり、あるいはオリエンタルラジオのステージでは堀井政務官に御登壇いただいて、全ての方がSDGsを自分ごとと捉えることが国際協力の第一歩だと呼びかけていただいたり、あるいは多くのNGOの方々にブースを出していただいて、本当に非常に多くの人を捉えることができたと思っております。

報告書の4ページ目、アンケートの結果です。イベントの開催中にアンケートを実施させていただきまして、昨年と比較しますと、各年齢層に対してバランスよくリーチできたと思っております。ここの表の一番上の真ん中に年齢という円グラフがございますけれども、10代、20代、30代、40代、50代と結構バランスよく御参加いただいたことがこのアンケー

トの結果からわかります。

また、初めての来場者は55%と非常に多くて、この数字から無関心層に対する大きな啓発機会になっているということがわかります。また、初めての方のみならず、2回目の来場者数も昨年の39%から45%に増加している。さらに、下のほうですけれども、SDGsを認識していた層は65%に上って、国際協力やSDGsに対する関心が着実に広がっているというのがアンケート結果からうかがわれます。

以上、簡潔ではございますが、今年のグローバルフェスタの私からの報告とさせていただきます。ありがとうございます。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

ありがとうございます。

本件に関して御質問等がある方はいらっしゃいますか。

なければ、次の議題に進みます。「(2)日本のNGOの安全対策に関する取組」ということで、次第では日本安全管理イニシアティブとなっておりますが、NGO安全管理イニシアティブの世話人代表の穂積さん、お願いします。

●穂積（NGO安全管理イニシアティブ 世話人代表）

NGO安全管理イニシアティブ、JaNISSとありますが、世話人代表を務めております穂積と申します。

JaNISSの活動につきましては、外務省さんにも御理解をいただいて御支援もいただいております。おかげさまで活発な活動をここまでできております。着々と成果も出つつありまして、今日は簡単にその現状を御報告申し上げたいと思います。

まず、何よりもJaNISSが今一番力を入れて進めているのが、NGO全体を対象とした安全管理基準の策定でございます。こちらは、JaNISSの中にタスクフォースを設けまして、各団体から人を出していただいて、本当に急ピッチで作業を進めているのですけれども、海外の、アメリカやヨーロッパの基準なども参考にしながら、かつ日本のNGOの状況も考慮しながら、独自の基準づくりを進めております。

そして、もう既に第二稿まで進んでおりまして、今、英語への翻訳等々、細かいところの詰めを行っているところでございます。そして、法律の専門家とか、欧米のNGOのエキスパートの人にも御意見を伺うということをやっております。

これはJaNISSだけで作って盛り上がり、はい、発表というわけにもいきませんので、各地域のネットワークNGOさんの御協力も得まして、全国のNGOを対象にヒアリングを実施しております。こちらは、対面式で直接お会いして、どうでしょうかと意見をお伺いするというのもやっておりますし、またオンラインで実施するというのもやる予定でございます。

お手元の配付資料で、現時点でのNGOの安全基準とガイドブック、全体が長いのでガイド

ブックに関しましては20ページまでの抜粋ということでお配りしております。こちらの最新版につきましては、JaNISSのウェブサイトのほうに順次アップしていったって、閲覧できるようにしてまいります。

このNGOの安全基準ですけれども、一枚紙の安全基準をごらんいただければと思いますが、7つの基本的な基準から成っております。「安全管理に対する経営管理者の責任」「団体としての安全管理方針と計画（安全管理の制度への組み込み）」「経営資源の確保」「人事管理」「責任の所在の明確化」「他団体との協調」「現地パートナー団体の安全管理」という基本の基準を設定しております。

これはこれで本当に基本の原則なのですが、ではそれは一体現実にはどういうことをやればいいのかということガイドブックでより詳細に、こういうところを参考にしてやってくださいということで、具体的な指標とか、キーアクションとか、こういうことをやったほうがいいですよみたいなこともまとまっています、それらも含めて、この一枚紙の基準とガイドブックとがセットになっています。

なかなか分量があるものですので、経営者の方はここだけ読んでくださいとか、うちはそんなに危険なところまでは行かないのだけどもという団体は、ここだけは読んでおいてくださいとか、そういうふうにユーザーフレンドリーといいますか、使いやすいように、今作りながら随時工夫を加えているところでございます。

今後、これを整備いたしまして、年度内に完成を目指しているのですけれども、これができることで、日本のNGOが、これまではこういうのは英語でしか参考資料がなかったわけですが、日本語で共通の理解を持って安全管理について意識を高めたり、お互いに協力したりということができるようになる、その土台ができるということが意義としては一番大きいかなと思います。

NGOは規模も活動の中身もいろいろですけれども、それぞれの団体がそれぞれの状況に応じて、この基準を参考にしながら、うちの団体はどこまでやればいいのかということ、それぞれの団体の責任においてしっかりと考えていけるようになるということでございます。

その際に、基本的なリスクの分析とか、危機管理のシミュレーションとか、スタッフの役割を明確化しておくというような、基本的にやるべきことが今まで以上に多くの団体が共通してやっていたらいいようになるのかなと。

こういうものがあるのかということが世間に知られていくことで、NGOというのは何か適当にやっている団体ではなくて、ちゃんとやるべきところはしっかりと意識を持って、ちゃんと準備をした上でそういうところへ行っているのだなというところがあれば、危ないところに行くなみたいな、すぐ起こりがちなお声というのも、ある意味、一定の現実的な反応に変わっていくのではないかとこのところを期待しております。

この安全基準が今一番力を入れているところでございますが、同時にJaNISSのもう一つの方針としまして、研修をやっていきたいと思いますということで、こちらに関しては海外のネ

ットワークの御協力をいただいたり、また、UNHCR、eセンターのほうにも多大な御協力をいただきまして、東京で研修を開催したり、また、ちょうど今日の議題にも上がりますが、NGO研究会を活用させていただいて、地方に出かけて行って、これまでこういった研修の機会になかなかアクセスがなかった地方の団体の方にもこういった研修の機会を提供して、意識を高めていただくということを意識してやっております。

地方でのワークショップは、今、NGO研究会の枠組みの中では4回計画をしております、もう既に2回実施済みでございます。関西と九州で実施いたしました。それから、年明けに残り2回、東京と名古屋でワークショップを開催して、東京のほうには東北、北海道ですとか、その他の地方の方々も来られるような配慮をしております。

同時にトレーナーの研修もやっております。こういう研修は、今までは外部の講師に来ていただかないとちょっと無理という状況だったのですが、トレーナーの研修をやったことで、これからはNGOの中でしっかりと知識を持った人が日本語で指導できるようになるということも大きいかなと思っております。今後も、外務省さん、JICAさん、UNHCRさん、いろいろな方の御協力も得ながら、こういった研修の機会を充実させていきたいと思っております。

最後に、NGO独自の取り組みを知っていただくということが大事だということで、いろいろな方面の方々に直接お会いして、我々の活動内容を説明して御理解をいただく、意見交換をするということで、世論に直接働きかけていきたいという意識をJaNISSとしては持っております。

一例としまして、去る9月にはメディア懇親会ということで、ジャパン・プラットフォームさんの御協力をいただきまして、主要なテレビ、新聞の関係者とNGO関係者が集いまして、安全管理をテーマに意見交換会を行いました。そして、お互いが邦人の安全管理という状況についてどう考えているか、何が問題で何をクリアしなければいけないか、これから世の中にどういうことを訴えていかなければいけないのか、どういう努力を我々としてしなければいけないのかということをごさまたまに幅広く意見交換をいたしました。

メディアの方々も、このNGOの取り組みは大変強い関心を抱いております。というのは、抱えているジレンマといいますか、リスクの高いところに安全配慮の観点からなかなか行けないというのは、NGOもメディアも共通して抱えている悩みでございます。ただ、行けないから行かないでいいのかというところでは、お互いに悩んでいる。そこは何とかしなければいけないのではないかと。我々は一般の旅行者とは違うのだから、何か別の枠組みが必要なのではないかというところは今後とも意見交換をしていきたいと思います。だから、年度内にこの安全基準が完成した時には、しっかり報道もさせてくださいということも言われておりますので、こちらのほうも続けてまいります。

そういうことで、いろいろ外務省さんにも随時御相談しておりますけれども、今後も御意見を賜りながら、NGOとしてこの安全管理の取り組み、JaNISSを通じた取り組みをしっかりと続けていきたいと思っております。引き続き、よろしく願いいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

NGO安全管理イニシアティブ、JaNISSの穂積世話人代表からお話をいただきました。

それでは、今の御報告を受けまして、外務省側、国際協力局民間援助連携室の佐藤室長よりコメントをお願いいたします。

○佐藤（外務省 国際協力局 民間援助連携室 室長）

本日、民間援助連携室長を拝命しました佐藤と申します。よろしくをお願いいたします。

御報告、ありがとうございます。NGOの安全基準、それからガイドブックの作成が進展してきているということを非常に喜ばしく思いますとともに、JaNISSを初め、本基準及びガイドブック作成にかかわった関係者の皆様の御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

この基準とガイドブックは、全国のNGOからのヒアリングを得て最終化されるものと承知しております。さまざまな意見を取り入れた上で、効果的かつ実務的な基準及びガイドブックになることを期待しています。

また、UNHCRのeセンターにおける安全管理研修や、外務省の本年度NGO研究会における日本のNGOの安全管理における課題の把握と政策提言、調査の実施と、外務省も協力して、さまざまな形で安全対策に関する議論や取り組みが進展していることを、これも喜ばしく思います。

NGOの皆様をはじめとする国際協力事業関係者の安全確保は最重要項目のひとつであります。引き続き、NGOの皆様と連携しながら、NGOの安全対策強化に向けて、治安状況や安全対策に関する意見交換を実施していきたいと思っております。ありがとうございます。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

佐藤室長、ありがとうございます。NGO側、よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告事項3番目。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、報告事項3番に移る前に、日程の都合によりまして、堀井政務官はこの場で退室いただきます。

政務官、本日はどうもありがとうございました。

（堀井外務大臣政務官退室）

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

そうしましたら、報告事項3番目、「防災ダボス会議におけるNGOの活動及び今後の展開」ということで、防災・減災日本CSOネットワーク共同事務局の小美野様、お願いします。

●小美野（防災・減災日本CSOネットワーク 共同事務局 連携推進委員）

ジャパン・プラットフォームを代表して連携推進委員をやっております小美野と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

本日の報告事項は、日本のNGOの防災ネットワークでございます防災・減災日本CSOネットワーク、略称でJCC-DRRとありますが、その事務局として行わせていただきます。

11月27日、3日前でございますが、ワールド防災フォーラム、通称：防災ダボス会議というものが仙台で開催されました。私たちJCC-DRRも「MIRAI」と題したセッションを行いまして、その御報告を今日はさせていただきたいと思ひます。

本セッションの開催の背景でございますのは、気候変動の影響も昨今ございまして、非常に災害リスクというものが増え続けているという状況でございます。また、そこから連鎖的に、社会的であったり、環境的であったり、また政治的であったり、そういったリスクが増えていて、そういったものを鑑みると、今の世界の現状というのは本当に待たなしの状態であると私たちも危機感を持っております。

去年、2016年に開催されました世界人道サミットにおきましても、現在、戦後最悪の人道危機という状況だと言われておりました。その理由も、災害に起因する食料不足なども多分に影響しておりますし、また、戦後最大の人口の移動が起きておまして、世界のメカニズムは明らかに変わってきているという認識でおります。

そんな環境下において、効果的な災害リスクの削減方法とは何かと、市民社会側もずっと考えているところでございますが、やはり災害の事象に対しての対応だけでなく、根本的な原因というものを根治していく、今まで解決できなかった問題を解決する、そういった姿勢がやはり必要なのかなと思っております。

そういったものをどうやってやるのかというのが一番の問題だと思いますけれども、我々の社会を見ても、現場にこういったNGOもおりますし、日本にはトップレベルの科学者もおりますし、イノベーションの社会を牽引してきた企業もおります。ただ、その異なった強みというものがシナジーを起こすような、そういった横串を刺す仕組みというのがあまり存在していないということの問題意識として持っております、そのプロデュース力が昨今一番求められていることではないかと思ひます。

そのようなプロデューサーを育成する人材育成の側面もいいのですけれども、多岐にわたるステークホルダーが意識的に、英語で言いますと、intentionalに協働できる場というのが必要ではないかと。

そこで、私たちは「MIRAI (Multisector Initiative for Research, Action, Impact)」と題しましてセッションを行いました。これから、そのMIRAIイニシアチブというものをどんどん展開していきたいと思ひます。

今回の防災ダボス会議では、慶応大学SFC、水災害・リスクマネジメント国際センター、京都大学の防災研、ヤフージャパン、それからアジアのNGOネットワークでございますアジ

ア減災災害対応ネットワーク（ADRRN）というネットワークがございますが、そのイノベーションハブ、それから私どもJCC-DRRが登壇いたしまして、そのようなマルチセクターで取り組む問題解決を後押しする仕組みの必要性を訴えてきた次第でございます。

今後、第1回のMIRAIフォーラムの開催を含めて、現在、企画しているところでございますが、どんどんアクションを起こしていきたいと思っております。

私どもNGOの強みは、やはり現場に近いことであると認識しておりまして、現場から未解決課題というものをどんどん抽出してくる。それを、セクターを超えた知見で問題解決を図っていく。世界に対してそんなビジョンを持った、日本の貢献につなげていければいいなと思っております。

今後とも、民連室の方々も含めまして外務省の皆様とも連携していければと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上、御報告申し上げます。ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

小美野さんのほうから、防災ダボス会議に関して御報告をいただきました。

では、ただいまの小美野さんの御報告を受けまして、外務省側から何かございますでしょうか。

では、1点、牛尾大使はこの後中座をさせていただきますが、一応アナウンスさせていただきます。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

そうしましたら、報告事項の4番目、「連携中期計画の2017年度優先項目」ということで、まずは国際協力NGOセンター（JANIC）の連携推進委員の今西さんから御発言をお願いします。

●今西（特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター 連携推進委員）

JANICから連携推進委員として出ております今西でございます。所属は、ワールド・ビジョン・ジャパンでございます。

今日は、外務省とNGOで定めています連携中期計画の今年度の優先項目について、少し御報告させていただきたいと思っております。

資料のほうに、「NGOとODAの連携に関する中期計画～協働のための5年間の方向性～」というもののサマリー版、3ページのものですが、ついております。これは2年ちょっと前に定められたもので、その前に外務省とNGOの間で1年以上かけて作った、連携のための5カ年の計画でございます。ですので、この定期協議会の全体会議の6月が始めとしておりますので、今ちょうど3年目が始まって少したったというところでございます。

ここの概要にありますように、1ページ目の3の個別項目(1)から(10)まで、非常に多岐に

わたっております。今日この後議論されますNGO連携無償やNGO活動環境整備支援事業を含め、幅広いNGO側とODAの連携に関する中期計画で、これはNGOが外務省さんといろいろな活動していく中での基本になるものであり、また目標であるものと認識しております。

過去、この連携推進委員会において、1年ごとにその進捗の報告書も出させていただいて、確認をしているという状況でございます。

その中で3年目が始まって、たくさんある中でどれを優先していこうかということで、個別に民間援助連携室さんを窓口協議をさせていただきまして、今年度の優先項目が合意されましたので、そのことを口頭で恐縮ですけれども、御報告させていただきたいと思っております。また、それに関連して、NGOとしてどのように具体的に活動を進めてきたかということも少し述べさせていただければ幸いに存じます。

まず、1番目の「ODA政策策定における協働」という部分で、資料の2ページ目をあけていただきますと、大きく3項目が載っております。この中で、今年度も引き続き重点として取り組んでいきたいものとしては、1番目と2番目にあるODA上位政策策定会議におけるNGO・市民社会の意見反映、そしてODA政策の議論と情報公開のため、NGO・外務省定期協議会等の機会をさらに活用していくということでございます。

これまでもこういった機会、あるいはここには具体的には書かれておりませんが、公式、非公式にわたって外務省さんとさまざまな課題や項目について協議させていただきながら進めてきた経緯がございますので、今年度も引き続き、この連携推進委員会、また個別にタスクフォースなども作って協議を重ねておりますので、ぜひそういったところでお互いの意見を率直に交換しながら、建設的な議論を進めさせていただければ幸いに思っております。

2番目に重点項目として取り組みたいのは、2にあります「日本NGO連携無償資金協力・草の根技術協力における協働」の部分で、特にNGO連携無償資金協力、我々は通称：N連と呼んでおりますけれども、こちらの部分でございます。

これについては、後ほど協議事項のところでも上がっておりますけれども、さまざまな協議事項をNGO側から要望として出させていただいたり、外務省側においても、これを双方にとってより効果の出る、また使いやすいスキームとするための協議の場を持っていただいておりますので、タスクフォースも別途設定しながら協議を続けさせていただいております。

これからもその協議を続けさせていただけると同時に、さまざまなNGO側の意見もございますので、ぜひその意見を述べさせていただきながら、お互いに十分な意見交換をして、双方にとっていい制度設計になるように取り組んでいければ幸いに存じておりますので、よろしく願いいたします。

最重点課題として次に挙げておりますのが、5番目の「政策提言・ネットワークNGOとの連携」でございます。こちらのところで、特に2番目にあります「政策提言要素を含むN連案件のモデルケース形成検討」というものを挙げております。

これについては、まだ取り組みが具体的な案にまで至っておりません。今後、意見交換や相談をさせていただきながら、実際の事例なども収集して参考事例としてまとめていければと考えております。

次に最重要課題として挙げていますが、次の6の「国際機関に関する連携」の部分の2番目の「国際場裡での更なる協働の強化に向けて、NGO活動環境整備支援事業等の柔軟・効果的な活用を検討」という部分に関連しまして、これもまた次の協議事項、NGO活動環境整備支援事業、我々はN環と呼んでおりますけれども、この議論がされますけれども、ぜひこれらの活動にこのN環を効果的に活用できるように、これも別途タスクフォースを設定させていただいておりますので、そちらで活発な意見交換や協議を継続させていただければと思っております。

あと3項目ほど重点課題がございますが、最後のページ、3ページ目の9番目の項目、「安全対策をめぐる協議・連携」でございます。これは、先ほど穂積さんのほうから御報告がありました「日本のNGOの安全対策に関する取組」で、これまでも十分ないろいろな御意見の交換や配慮をしていただいておりますので、さらにJaNISSとの連携を強化して、安全対策の議論を深めさせていただければ幸いに思っております。

ここに載っている項目では最後になるのですけれども、10の「戦略的協働のための予算」というところで、これについても先ほどから話しておりますN連、N環も含めて、この中期計画全体の実現のための予算措置についても協議させていただきたいと思っておりますし、また、N環の一つであるNGO研究会で、ファンレイジングに係るいろいろな研究もされておりますので、これのフォローも含めて、今後具体的な案を検討させていただければ幸いに思っております。

最後、ここに載っておりませんが、今日こういうふうにお話しさせていただいておりますように、連携中期計画の3年目、ちょうど真ん中ですので、ぜひこれまでの振り返りも含めて、あと残り2年半をどのようなところにゴール設定をして、我々はお互いに協働してやっていくかということも話し合えればと考えておりますので、今後とも引き続き一緒に活動させていただければと思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

連携推進委員の今西さんからお話をいただきました。

今度は、外務省側、国際協力局民間援助連携室の佐藤室長より、発言をお願いいたします。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

それでは、外務省側からの報告をさせていただきます。一部同じような見解、見方になるところもあると思います。

今、今西委員がおっしゃったように、平成31年度を終着点とする中期計画も折り返し地点を迎えようとしています。おっしゃったように、その後、どんなふうにもまた重点項目を掲げていくのかというのは引き続き継続して協議をしていければと考えます。

日本の開発政策の基本方針である開発協力大綱においても、NGOとの連携を戦略的に強化することがうたわれています。そのためにも、NGOと外務省が双方努力してこの中期計画の実施を進めていく必要があることは間違いありません。

本中期計画の実施モニタリング、進捗報告は連携推進委員会の場を通じて行っており、平成28年度の進捗報告に関しましては、本年の6月に開催されました第1回連携推進委員会の場で発表することができました。

昨年度は、NGO関係者、外務省の双方の努力が実って、日本NGO連携無償資金協力、今後はN連と呼びますけれども、実績額は43.5億円と過去最高を記録しています。また、NGOの皆様からの強い要望に応じて、N連及びジャパン・プラットフォーム事業における一般管理費の拡充も実現するなど、NGOのさらなる財政基盤の向上と組織強化に向けた取り組みに着実な進展があったと考えております。

一方で、中期計画を発表しました1年目においては、NGO側、外務省側でそれぞれが優先項目を持ち、それを中心に中期計画を進めていきましたが、2年目に当たる平成28年度は優先項目を決めなかったことが反省点として挙げられます。この点を踏まえて、本年8月末以降、NGO連携推進委員、関係者とタスクフォースの開催を通じて双方の認識の共有に努力してきました。この取り組みを通じて、NGO側と外務省側で優先項目の大枠について意見の一致を見るに至ったことを非常に喜ばしく感じております。

このような成果を申し上げた上で、この場で本年度、外務省としてより一層注力して取り組んでいきたいと考えている優先項目に関し、報告させていただきます。

まず、個別項目の1、「ODA政策策定における協働」ですが、本項目はODA政策策定において、NGOを初めとする市民社会の意見を反映していくことを目的としています。本件は、現在もODA政策協議会やSDGs推進円卓会議等の機会を捉え、積極的に行われています。今後も、この進展を重視していきたいと考えます。

個別項目2の「日本NGO連携無償資金協力・草の根技術協力における協働」に関しましては、現在、連携推進委員会の下にタスクフォースを設けて、N連の効果的・効率的な運用に向けて意見交換を続けています。今後も、こうした意見交換を継続していきたいと考えます。

また、昨年拡充しました一般管理費に関しましては、その用途や効果に関しまして、現在、NGOの皆様アンケート調査の実施を依頼しています。外務省側としては、一般管理費のさらなる拡充の是非を検討するに当たりましては、平成28年度の一般管理費拡充による成果と課題を検証する必要があると考えています。

個別項目5の「政策提言・ネットワークNGOとの連携」ですが、この項目におきましては政策提言要素を含むN連案件のモデルケースの形成検討が提案されています。これまでも、

N連事業において現地政府関係者への政策提言を実施している事業もあり、また、政策提言そのものを目的としていない事業におきましても、現地政府関係者に対する政策提言や啓発に結びついている事業もあり、こうした事業を蓄積していくということも本項目の目的にかなうものであると考えます。

続いて、個別項目6の「国際機関に関する連携」ですが、引き続きODA政策協議会等の場を活用し、地球規模の課題等に関してNGO側との対話を推進していくべきと考えます。また、本項目におきましては、国際場裡でのさらなる協働や、中期計画のさらなる推進に向けて、NGO活動環境整備支援事業、以降、N環と呼びますけれども、このN環等の活用が期待されています。

N環の効果的・効率的な運用に向けても、現在、連携推進委員会のもとにタスクフォースを設けて意見交換を続けてきておりまして、今後もNGOの皆様からの御意見を伺っていきたいと考えております。

個別項目9の「安全対策をめぐる協議・連携」、これに関しましては外務省として、日本のNGOの皆様を含む国際協力事業関係者の安全確保は最重要項目の一つと考えております。引き続き、治安状況、また安全対策に関する意見交換を実施していきたいと考えます。

なお、平成28年度はUNHCRのeセンターを通じた安全対策研修の実施や、N連において安全にかかわるJICAの国内外での研修参加にかかわる旅費の計上を一定の条件下で認めるなど、大きな進捗がありました。

JICAの安全対策研修に関しては、東京で実施している座学、及びテロ対策実技訓練に加えて、海外におきましてもこれまでに28カ国で実施しており、来年もタイ、ラオス、スリランカ、ネパール、イラン、南アフリカ、ジンバブエ、モザンビーク、ペルー、セルビアにおいて実施を予定しています。

NGOの皆様におかれては、積極的にこれらの安全対策研修に御参加いただければありがたいと存じます。

最後に、個別項目の10ですけれども、「戦略的協働のための予算」に関しましては、中期計画の実現に向け、NGO及び外務省の双方が必要な予算の確保に向けて努力する必要があります。その方途の一つとして、N環の効果的・効率的な運用に関しては、現在、連携推進委員会のもとにタスクフォースを設けて意見交換を続けていることは先ほどから申し上げているところですが、この意見交換を今後も続けて、NGOの皆様からの御意見を伺っていきたいと考えます。

また、NGOの皆様におかれましても、より広い層の市民に支えられながら本中期計画を実現していくために、支援者層の一層の拡大、それからODA以外の資金調達の一層の強化に向けてファンドレイジングに取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上です。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

佐藤室長、ありがとうございました。

今の御発言を受けて、NGO側では何かコメントはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、協議事項に移りたいと思います。最初、「NGO活動環境整備支援事業の成果と課題」ということで、名古屋NGOセンターの政策提言委員の井川さん、御発言をお願いします

●井川（特定非営利活動法人 名古屋NGOセンター 政策提言委員）

名古屋NGOセンター政策提言委員の井川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、NGO活動環境整備支援事業、通称N環の成果と課題について議論を進めさせていただければと思っております。

今年度の第1回連携推進委員会では、次の2点について話し合われました。1点目が、過去5年間の予算についてです。こちらについては、減額が続いているという状況が確認されました。2つ目は、N環プログラムの有効性についてになります。こちらに関しては、N環事業をよりよくするためのアンケートをNGO側で行うということと、それに基づいて民間援助連携室とタスクフォースを通じてきちんと議論をしていこうということが話し合われたと認識しております。

それを踏まえまして、本日は次の2点について議論ができればと思っております。1点目が、N環事業4スキームについて、今年度前半の成果を振り返るということをお願いできればと思っております。2点目は、N環をよりよくするためのアンケートをNGO側で行いましたので、そちらについて議論ができればと思っております。

1点目のN環4事業の振り返りになります。こちらは、N環事業を実際にどういうふうにご利用されて、どういう成果が出ているのかということについて、今回実施している団体に今日来ていただいておりますので、それぞれ発表していただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、海外スタディ・プログラムをハンガー・フリー・ワールドの米良さんからお願いいたします。

●米良（特定非営利活動法人 ハンガー・フリー・ワールド 海外事業マネージャー）

ハンガー・フリー・ワールドの米良と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は、昨年7月から9月にかけて、ケニアでSDGsフォーラムの前身であります、ケニアで言っても一番大きいと思われるネットワークNGOのGCAPケニアというところに籍を置きまして、このNGO海外スタディ・プログラムを活用した経験より、以下の3つについてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、制度上のメリットをどのように感じたか、2つ目が具体的にどういう効果があったか、3つ目に波及効果としてどのようなことがあったかのお話をいたします。

まず、制度上のメリットですが、これは非常にフレキシブル、テーマと時期を行く側で選べるというメリットがあったと感じております。各団体の成長に合ったテーマ設定ができ、他の業務とのバランスをとりながら組み立てられるというところは非常に使いやすかったなど。そして、帰国後のフォローアップ体制も非常に整っておりますので、私の場合は帰国後、11月に開催されました開発学会でもこのような成果の発表の機会をいただくことができました。

具体的にどのような効果があったかという点に関しましては、私の場合、特にアフリカの団体とのネットワーキングが非常に強化され、その連携の結果、その後、SDGsであったり、TICAD関連のイベントのリソースパーソンとしてさまざまな方を招聘することもでき、また、今もなおいろいろな形で情報交換が続いております。

そして、波及効果に関しましては、まず日本国内で私の団体を通して、または属しているネットワークを通じて、一般の方への情報共有であったり、あと、このような実施団体の場合は必ず支部国、支部の団体がありますので、そういった支部国または支部への情報共有、ノウハウの共有が可能でありました。

その他にも広報ということを取り上げますと、現場、フィールド目線で発信してほしいという方も非常に多かったので、雑誌への寄稿であったり、ラジオ、そういったところでの取り上げということも多くございました。

今後も、このようなスキームを通じて、多くのNGOが成長する機会を得られるように、議論が続けばと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●井川（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

続きまして、NGOインターンプログラムをオイスカの伊藤さんからお願いいたします。

●伊藤（公益財団法人 オイスカ 海外事業部）

オイスカの伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私はNGOインターンプログラムを利用させていただいております、ここでは3つのメリットを紹介させていただきたいと思っております。

まず1つ目が、人材募集の門戸を広げるということです。オイスカはN連の資金協力を得てプロジェクトを行っているのですが、もっと使える資金があるからたくさんプロジェクトをしてほしいといったありがたい声もいただきます。その一方で、プロジェクトの拡張や新規プロジェクトの計画をしても、それを担うプロフェッショナルな人材が弊団体で不足しているということが課題となっております。

通常は、採用した人物がプロフェッショナルな人材になるまでの経費というのは、弊団体の寄附金や会費でカバーをしているのですが、もちろんその資金にも限りがありますので、何名も採用するということはできないという実情があります。そんな中で、NGO

インターン制度による人材の募集を広く行えるというメリットがあるのかなと思います。

2つ目ですけれども、人材の拡充といいますか、人材を育てるという人材育成の面のメリットを紹介したいと思います。

NGOインターンの海外渡航費の経費を利用しまして、私のほうでインドネシアで海外研修を2カ月行ったのですけれども、海外では農村開発だったり、マングローブ植林のプロジェクトなど、さまざまな事業を展開しているのですが、今の職場は日本の国内で海外の業務調整が中心となっております。そのため、ふだんは現地に足を運ばない分、長期の研修期間の中で体験したことや視察をしたことがとても重要なことだったと思っております。

事例として挙げさせていただきますと、N連の支援を使いまして農村で加工食品を指導しており、村の中でそれを販売するというプロジェクトがあるのですけれども、住民の生活を助けるプロジェクトですが、一見すると、村で販売をするよりも町で販売したほうが販売効率はいいだろうと思われると思うのですけれども、実際に村に足を運んでみますと、家庭に小さなお子様がいらっしゃって家をあげられない状況でしたり、決まった時間にお仕事をする事ができないという生活環境でしたり、交通インフラの問題で道が整備されておらず、町から村までの距離も遠く、車もなくして運転する人もいない、そういった状況なども現地に行ってみると見ることができました。

先ほど、プロフェッショナル人材の話をしましたけれども、そういった人材になるためにもこういった体験というものも生きてくると思いますので、こういう海外渡航費の経費を使いまして充実した研修を行わせていただくことができました。

最後に3つ目ですけれども、NGOインターンプログラムの目的として、NGOに就職する人材を作るということが書いてあります。この部分ですけれども、私は昨年、インターンという立場で所属団体にかかわっていたのですけれども、NGOインターン制度の中でたくさん報告書を作成したり、発表をする機会があったのですけれども、その中で改めて所属団体の魅力を再発見することができましたので、こういった研修制度を通して今は職員となっております。

ですので、この3つのポイントで、NGOインターンプログラムの優位性というのを主張させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●井川（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

続きまして、NGO研究会からジョイセフの神谷様、お願いいたします。

●神谷（公益財団法人 ジョイセフ アドボカシーオフィサー）

今年度、グローバルヘルスのテーマにおいてNGO研究会を受託しております、ジョイセフの神谷と申します。よろしくお願いいたします。

NGO研究会は、サブスタンスについて取り組めるスキームであって、他の助成金などには

なく、NGOにとっては不可欠なスキームだと思っています。

ジョイセフは、保健関連のNGOと外務省の対話の場であるGII/IDI懇談会の事務局を務めていることもありまして、12月に東京で開催されるUHCフォーラムに向けて、NGO研究会スキームを最大限活用させてもらっています。

具体的には、今年前半に専門家や学術関係者からの勉強会を開催しまして、その後、NGOの現場でやっている経験を共有して意見交換を開催しています。そして、間もなく開催のUHCフォーラムの前に、世界各国から市民社会関係者を募り、政策提言のための戦略会合を開催すべく、今、準備を進めているところであります。

こうした世界的な動きに市民社会として取り組めるということは、大変ありがたく思っています。そして、NGOの意見も加えることができるのは、官民連携にとってもメリットではないかと思っています。

また、今回のジョイセフの受託では、特に海外渡航は予定しておりませんが、このNGO研究会では海外でのフィールドの調査といったことも渡航費は全額認められるということで、航空券代が全額出るというスキームは結構少なかったりするものです。NGOにとってはここも大変ありがたい点だと思っています。

NGO研究会は上限300万という規定があって、何か月もフィールドで本格的な調査というのは難しいのですが、特定のテーマのサブスタンスを深めるのは大変有益なスキームであるとともに、今年のように多くの団体が注目しているテーマだと、研究効果の裨益も大きく、市民社会全体の底上げになると思っています。そのため、NGO研究会は不可欠なスキームであると思っています。

以上です。

●井川（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

続きまして、NGO相談員から、IVYの安達さん、お願いいたします。

●安達（特定非営利活動法人 IVY 事務局長）

NGO相談員で東北ブロックを担当させていただいております、IVYの安達と申します。では、私のほうから、まずNGO相談員制度について報告させていただきます。

北海道から沖縄まで、現在、受託団体は15団体で、4月から9月の間の相談件数は上半期だけで6,040件に上ります。また、各相談員団体がFacebookなどを通じてODA広報にも協力させていただき、リーチ数は延べ11万5,000人に上ります。

また、全国相談員会議が年2回開かれておりますが、1回目は東京開催、2回目は地方開催ということになっており、2回目の地方開催が今月の6日、7日に宮城県石巻市で開催されたばかりです。さらによい制度にしていこうと、民連室さんと相談員による活発な話し合いが行われました。

次に、相談員制度についてのグッドプラクティスを紹介させていただきます。NGO相談員の月例報告の「今月のグッドプラクティス報告から一例を紹介させていただきます。

NGO相談員制度の目的の一つとなっている「地方のNGOの能力強化」のグッドプラクティスとしては、ある地方のNGOさんがJICAの草の根とN連に申請しようとしていたのですが、その地域にはほとんどNGOがなく、どこにも相談することができないで困っておられました。しかし、その団体さんがNGO相談員制度を知って、相談員に電話をかけてこられたので、対応させていただいた結果、JICA・草の根、N連、両方の採択までこぎつけることができた団体さんがあったとこのことです。

また、能力強化の課題の一つである「ファンドレイジング」につきましても、地方のNGOはファンドレイジングの手法を学びたくてもなかなか学ぶ機会がないのですが、首都圏やJICAさん、JANICさんなどが行われている研修情報をブロック内の団体さんに伝えるようにしたところ、好評となっているとのことでした。

また、ある相談員は、寄附をされたいという一般の方から、「寄付税制」について知りたいとのことと相談を受けました。詳しく説明させていただいたところ、「寄付税制が自分の思いを次の世代に残すのに良い手段であることがわかって、より寄附しやすくなった」と言っていたということでした。

それから、「SDGs」に関する相談も最近増えているので、グッドプラクティスの報告も多くなっております。例えば、企業さんをはじめ団体さんからSDGsに関する資料や教材についての問い合わせが多くなっています。NGOさんからは、学校との協働をどのように進めていけばよいかなどの相談が多数寄せられ、それについて対応させていただいているということでした。また、ある相談員団体は、SDGsワークショップを作り、理解促進に努めており、ワークショップに参加された方からは、「今後世界がどういう方向に進んでいくのか、幅広く考えることができるようになった」とか、「授業に取り入れたい」などの感想が聞かれ、手応えを感じているということでした。

最後に、「安全対策」についての相談ですけれども、東南アジアに初めて旅行するという学生さんが相談をされてきたので、出国前に「たびレジ」の登録を勧めたところ、安心して旅ができ無事帰国できたとの連絡をもらったということも報告されております。

以上です。

●井川（名古屋NGOセンター 政策提言委員）

ありがとうございます。

最後に、私からN環の長期的な成果について少しお話をさせていただきます。

私は今日、名古屋NGOセンターというネットワーク団体の一員として来ておりますが、いつもはICANという実施系団体で事務局長をしております。約10年前まで海外に住んでおり、それから日本に帰ってきて事務局長になりましたが、当時団体は4年連続の赤字で大変な状況でした。NGOがどういうものかもよくわからない中で事務局長になった私を親身に助けて

くれたのが、名古屋NGOセンターの相談員の皆さまでした。相談員の方に、NGOはどういうものなのか、どういふふうに運営したらいいのか、どういふふうに人脈を築いたらいいのかというのを学ばせていただいて、現在、団体の財政を立て直して、予算規模も拡大して、N連やJICAや国連等の事業もできるようになりました。また、自身が相談員を受託して、これまでに経験したことを伝えることができるようになりました。連携推進委員として幅広い活動を行うことができるようにもなりました。N環の事業がなければ、今頃は、私がNGOスタッフでいることもなかったと思いますし、今述べたような成果も存在していなかったと認識しております。

N連は、ある意味、1年で見えやすい。お花がぱっと咲くような事業かなと思うのですが、N環は種をまいて水を注いでいくような事業だと思うのです。そういう中で、1年ですぐ芽が出て花が咲くわけではないので、成果が見えにくい部分であるとは思いますが。しかし、だからといって種をまくことをやめたり、水をあげることをやめてしまうと、数年後に砂漠になってしまう、市民社会の砂漠になってしまうと私は理解しています。N環というのはNGOセクターにとって生命線である、とても重要な制度だと認識しておりますので、今後も外務省の皆様とNGOとともに話し合っ、よりよい制度にしていって、世界の貧困削減や平和構築に貢献していきたいと思っております。

続きまして、2点目のN環をよくするためのアンケートについて、少し御報告と議論をさせていただきます。こちらに関しましては、先ほどの第1回連携推進委員会を踏まえ、10月にアンケートを行いました。全国のNGO82団体がアンケートに答えていただきました。その中で、N環は、先ほど発表していただいたとおり、多くの成果があるという認識が共有された一方、改善点も多く見られたのも事実です。そちらの改善点を32項目にまとめて、現在、民連室の皆様とタスクフォースにて議論をさせていただいております。

このタスクフォースにおいて民連室の皆様は本当に真摯に御対応いただいております、一つ一つ細かく返答いただいております。まだまだ今年度はありますので、議論を続けていきたいと思っておりますので、心から感謝を申し上げるとともに、引き続きの議論をよろしく願いたします。

本日は、資料にアンケート集計結果というページがあり、4スキームに2つずつの改善案をこちらのほうに記載させていただいております。2点補足がありまして、1点目は、こちらは特に重点項目というわけで2点挙げたわけではなくて、引き続き32項目をきちんと話し合っ、していきたいというものがあります。2つ目としては、予算がN環に関しては減っているという状況で、アンケートでは、この予算が減少していることについて、どうにかしてほしいという意見が多数を占めておりました。

アンケートの集計結果は、2点ずつ、NGO相談員、海外スタディ・プログラム、NGOインターンプログラム、NGO研究会と記載しておりますので、内容についてはこちらに資料がありますので割愛させていただきます。以上になります。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

連携推進委員の井川さん、どうもありがとうございました。それから、4人の方々にそれぞれ、海外スタディ、インターン、研究会、NGO相談員について、いろいろな成果について御報告いただきました。こういうふうに使われているのかということで、我々にとってもこれらの事業の有用性を改めて認識させていただきました。

それでは、今の御報告を受けて、民間援助連携室の佐藤室長から何かございますか。お願いします。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

先ほど申し上げましたように、私は今日室長の発令が出まして、当然なのですけれども、N環事業を実際に使われた方々の生の声を初めて聞きました。本当にうれしく思いました。我々が持っているN環のスキームが有意義に使われているということもよくわかりましたし、皆様にとって非常に重要なものなのだという事もひしひしと伝わってまいりました。4つのスキームについて御報告された方々に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それから、N環事業のそれぞれの4つのスキームの改善点について、それぞれ2つずつありますので、1つずつ、我々からの御報告といたしますか、お答えをさせていただければと思います。

まず、NGO相談員の費目間流用ということなのですけれども、これにつきましてはとにかく事業変更の可否について、その都度に前広に御相談ください。その内容に応じて費目間流用を認めることが可能であるかもしれませんので、とにかく前広にその都度御相談くださいということです。

その次に、報告書を月ごと、または四半期のいずれかの選択制にしてほしいということなのですけれども、これはたくさんいらっしゃる相談員の方々に同じ業務を委託していますので、その成果についてはやはり報告書の提出頻度は統一されるべきだろうと考えておりまして、選択制にするということは考えておりません。

次に海外スタディ・プログラムですが、所属団体に中核的役割（3年以上）という条件をなくしてほしいということです。研修員が所属するNGOのニーズに基づいて団体が抱える課題を明確にして、それに沿った研修先の選定、先ほども報告がありましたけれども、研修先の選定や研修先との調整、実施等について、研修員が主体的に研修計画を策定します。まさにそれがメリットだというお話がありましたけれども、そのためにはある程度団体が実務経験を有していることが重要ではないかと考えます。また、若手の人材育成を目的とするインターンプログラムとの違いを明確にするためにも、対象は中核的役割の職員であることは必要だと考えます。

次の同じくスタディ・プログラム、海外だけではなく国内も対象にできないかということですが、国内に比べて海外での研修には多額の費用が必要となるということから、資金

的に余裕のないNGOが優位な人材を海外に派遣して研修を施すことが困難であるという事実への対処をするためとして、本スキームが成立しています。このため、国内の研修も可能とするということになりますと、プログラム自体の見直しが必要になります。まずは、例えばJICAのNGO提案型プログラムによる研修等を活用することも検討していただければありがたいと思います。

次にインターンプログラムですが、予算額をふやしてほしいということです。予算額をふやすというのはなかなか難しいということは多分御理解いただけるのではないかと思います。現行プログラムの予算の範囲内で見直しすることはできるのではないかと考えております。例えば、指導経費の中に充てられている資金をインターンの手当のほうに充当するということも検討することは可能ではないかと思っております。

それから、応募の時期に関しましては、予算の成立後に事務局となるNGOさんと契約をして新規団体の募集に着手するために、新規団体については早く6月の開始と。これはどうしてもそういうふうにならざるを得ません。申請条件等につきましては、前年度の分を参考にできるだけ早く開始できるように御準備をしていただければと思います。

続きまして、NGO研究会です。募集テーマの数をふやして、1件当たりの単価を増額していただきたいということですが、開発協力大綱の実施上の原則である、「開発協力における参加・協働の強化を含め、NGO/CSOとの連携を戦略的に強化」にのっとり、外務省としては連携・協働を強化すべく、NGO向け予算の確保及び運用の改善に向けて取り組んでいます。政府全体としては30年度も厳しい予算となることが予想されますが、外務省としては必要な予算額の確保に努力するとともに、さらなる連携を強めていきたいと考えております。

研究会の2番目ですけれども、事業開始前の概算払いや年2回の精算払いに関してです。国の会計制度上、支出は支出義務の確定後に一括で行うことを原則としております。また、国の会計年度において、本件事業の経費の性質上、概算払いと我々は言いますけれども、前金払いを行うことはなかなか困難ではありますが、年2回の精算、あるいは部分払いについては検討することが可能であると考えております。

改善要望の点につきまして、私からは以上であります。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

佐藤室長、ありがとうございました。

今のお答えを受けて、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、2番目の協議事項に移りたいと思います。日本NGO連携無償資金協力における医療行為ガイドラインということで、再び民連室の佐藤室長から説明をお願いいたします。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

まず、私のほうから、医療行為の取り扱いについての御説明をさせていただきたいと思
います。

先般、日本NGO連携無償資金協力、N連ですけれども、このN連におきましてあるNGO団
体から、高度医療技術、心臓外科手術ですけれども、技術移転を主目的とした事業の提案
を受けました。一方で、日本ではない他国が実施した開発支援等において、外国人医師が
医療過誤を起こし、患者を死亡させた事例、またはその結果訴訟を起こされて有罪となっ
た事例もあります。

しかしながら、開発途上国で支援にかかわる医療従事者及び患者双方を医療過誤から守
るための法的枠組みや医療賠償責任保険等の制度が、十分に整備されていないというのが
現状であると認識しています。

こうした現状を踏まえて、民間援助連携室ではN連の開発協力事業としての性質や目的
に鑑み、とりわけ保健分野のN連事業におきましては、診察や治療ではなくて、人材育成、
技術移転が主目的あるいは主たる活動であることを再確認するとともに、リスク管理の観
点から、医療行為を含む活動を伴う事業を原則支援の対象としないこととしました。これ
には、日本人医療従事者による医療行為に加えて、現地医療従事者による医療行為も含ま
れます。

ただし、開発事業であるN連の性質上、相手国の医療従事者等への研修、指導、コミュ
ニティーヘルスワーカー、現地住民、一般国民等の非医療従事者への啓発、研修、指導、
あるいは保健・医療にかかわるカリキュラムや教材の作成、データベースの構築、ヘルス
センター等の医療施設の建設、医療機材の供与等、医療行為を伴わない活動については引
き続き支援の対象となります。

なお、このガイドラインは平成30年度のN連申請の手引に記載するとともに、贈与契約
書にその趣旨に沿った事項を追記したいと考えています。

移行期間中の平成29年度案件についても、可能な限り同趣旨に沿った対応を行いたく、
現在申請中の新規案件については、本ガイドラインに沿って活動内容を整理しています。

複数年事業として承認済みの継続案件で、当該事業の中に医療行為が含まれている場合
には、現地の事情も勘案しながら対応をしますが、可能な限り医療行為を外す、または少
なくしていく方向で、契約更新時にNGOと調整をしています。

単年事業または複数年事業の最終年の事業を実施中の案件については、本ガイドライン
の適用外とし、次期新規案件申請時からの適用としています。

今般、このガイドラインを制定するに当たって、実施中の保健・医療案件を精査しまし
たところ、11案件ありまして、この11案件の中の10件については人材育成、技術移転が主
目的、主たる活動であり、医療行為は行われていませんでした。

残りの1件では、現地助産師による健診にかかわる旅費が計上されていましたが、これは活動におきましても、予算におきましても、全体のごく一部でありました。

医療行為を含む新規の申請案件につきましては、申請団体ごとにガイドライン内容につ

き説明をしております。今までのところ、各申請団体から特段の異論は出てきませんでした。また、ある申請団体の医師からは、医療従事者の活動範囲が明確になり、逆にやりやすくなったとの発言も承っております。

幾つかのNGOからは、日本人医療従事者による現地医療従事者への指導、技術移転がしっかりと伝わり、定着しているかどうかを確認する目的での現場の医療行為の立ち会い、同行の可否について確認を求められました。

医療行為の現場においては、立ち会い、同行でありましても、日本人医師による緊急的な医療介入の可能性を排除できないために、その医療行為のリスクの程度に基づき実施の可否を判断したいと考えております。

以上が私からの説明です。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

佐藤室長、ありがとうございました。

そうしましたら、今の御説明を受けて、NGO側、市民ネットワーク for TICADの世話人の稲場さんから御発言をお願いします。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

市民ネットワーク for TICADの選出の稲場と申します。よろしくお願いいたします。

今、いわゆるガイドラインという文書の存在に関しまして、かなり詳細なお話をいただいたと思っております。これに関しまして、このガイドラインを踏まえて、平成30年の手引についてもそのような書きぶりがされる蓋然性が高いという話もあったのかなと思っております。

これまで、保健・医療分野に関しましては、例えば「アジアにおける貧困削減に資する事業、社会経済基盤開発、保健・医療、教育を含む」という形で、重点課題の一つにさせていただいておまして、そういった意味合いで保健分野の事業に関しては、これまでNGO連携無償の中でも重点課題にするという形で、非常に高く優先順位を置いてこられたかと思っておりますが、まず、こちらとして御確認をしたいのは、議題提案書の(3)ですが、保健分野は途上国支援においてNGOが積極的に取り組んでいる分野の一つである。我が国も、保健分野支援を開発協力の柱の一つとしている。このことに鑑み、保健分野については、NGO連携無償においてもこれまでどおり重点的な課題の一つとして扱うということを確認していただきたいということが一つございます。

先ほどの御説明では、保健分野は医療行為を除いて引き続き支援の対象とするというお話でしたが、重点的な課題の一つとして扱うのかどうかということに関して、先ほどからユニバーサル・ヘルス・カバレッジ・フォーラムの話であるとかいろいろ出ておりますし、また、TICADのナイロビ宣言等においても、保健分野というのは非常に重視されているかと思えます。

そういった意味合いで考えた時に、NGO連携無償においても、単に支援の対象とするだけでなく、引き続きこれまで同様に保健分野を重点的な課題の一つとするのかどうかということについては、ぜひ1点御確認したいところとっておりますし、そこに関してはぜひ前向きなお話をいただけると大変ありがたいとっております。これが(3)でございます。

あと2つに関してですけれども、医療行為の範囲に関しまして、先ほどのガイドラインという文書の中でどのように扱われているのか、つまびらかではないと思います。これに関しまして、実際に国際的にこれが医療行為である、これが医療行為でないということが必ずしも明確に定まった基準があるわけでもないと考えております。

それに関しまして、NGO連携無償の対象外という形で、包括的、一律にするのではなくて、申請NGOとの協議によって実施方法を決定するというところにぜひしていただきたいとっております。それが(1)でございます。

2つ目、ちょっと順番が前後して申しわけありませんが、2018年度の『NGO連携無償の手引』における医療行為の扱い、あと記載内容に関しまして、先ほどそちら様の制定されたガイドラインというものに準ずるような形というところがあったかと思うのですが、これに関しまして、基本的に記載内容については引き続きNGOと調整をし、その合意を得て決定するというのをぜひ約束していただきたいというのが(2)になります。

実際、この医療行為と保健分野のさまざまな活動の線引きの間には、なかなか難しい部分はかなり存在しておりますし、また、様々な、より新しい保健課題に果敢に挑戦するというNGOの取り組みも必要でございます。

そういった意味合いで考えた時に、あまりに厳しくこの件を適用されると、日本のNGOの活躍の場が失われるというところもあるかと思えます。諸外国のNGOと伍する形で、しっかり日本のNGOとしての取り組みをしていくことが、やはりNGO連携無償の大きな意義であると考えますと、この点に関してあまりに厳しい形での適用が行われますと、いろいろな支障もある。また、日本のNGOが諸外国のNGOと伍して保健・医療の分野に関して積極的な取り組みをすることを阻害することにならないようにぜひお願いしたいというところが私の今申し上げたいところでございます。

この点に関しましては、他に幾つかの団体からも御発言があるかと思えますので、ぜひ聞いていただけると大変助かります。

こちらの協議事項に書かれていることに関しまして、私のほうからの発言ということではこういうところでございますけれども、ぜひお答えいただけると大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

これに関連しまして、現場で実際に保健の活動をしているアジア砒素ネットワークの理事でもある石山さんから御発言がございます。よろしく願いします。

●石山（特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク 理事・職員）

アジア砒素ネットワークの石山と申します。

今、佐藤室長のほうからお話をいただきまして、非常にわかりやすくなって、理解が深まったと思っております。

以前に恐らくGIIで配付していただいた資料の中に、医療行為に含まれるものというのがかなり細かく出ていまして、その中に、例えば栄養に関する指導とか、そういったものも含まれていたように記憶をしています。測定、栄養、運動指導とかが入っていたのかな、ちょっとよく覚えていないのですけれども、そうなってくると難しくなってくる面があるなど、その時に思ったことを記憶しております。

私どもも医療行為に当たるかどうかというのは常に意識して活動しております。医療行為の線引きが日本と現地で違う場合もありますので、現地の法律にも触れることがないように、相手国政府からも丁寧に助言をいただいています。例えば血糖測定や血圧測定であれば、現地の行政の誰にやってもらえば問題がないかとか、そういったことも調整しながら進めてきてはいます。ただし、どうしてもグレーゾーンになる部分、日本ではこうだけれども、現地ではこうとか、現地でまだ整理ができていない部分というのもありました。私たちとしましても受益者の方をリスクにさらすということは避けなければいけないことは重々承知しておりますが、他方で、現地のニーズにより合った発展的な協力をすべきということがやはり基本にありますので、そのあたりを相互に連携しながら整理ができていけるといいのかなと思っております。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

どうもありがとうございます。

最初に市民ネットワーク for TICADの稲場世話人のほうから3点、協議事項の提案書の点でございます。1点目は、保健に関して重点的な課題であることを改めて確認してほしいということ。2点目が、医療行為、それからN連との関係のお話。3番目が、N連のガイドライン、手引との関係と理解いたしました。

それから、アジア砒素ネットワークの石山理事のほうから、グレーゾーンがある中で、現地のニーズに合った協力が重要であるということを御指摘いただきました。

では、これを踏まえまして、佐藤室長のほうからよろしいですか。お願いいたします。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

3点の質問に答える形で回答させていただきます。それで全部の回答になるだろうと思っております。

まず、最初に御質問のありました保健分野の重要性に関してですけれども、これも委員御指摘のとおりです。我が国はユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成を国際保健政策の柱の一つとして掲げて、官民が一体となり、世界の保健課題の解決を目指しています。

N連事業においても保健分野は重点課題に含まれており、平成28年度の実績では保健分野の案件は26件あり、教育・人づくり分野の31件に次いで多い分野でした。保健分野は、今後も引き続き重点的な課題であることには変わりはありません。

次に、医療行為の国際的に明確な基準があるわけではないということに関してですが、これもおっしゃるとおりで、医療行為については国際的に統一された定義はないと理解しております。そのため、本ガイドラインにおきましては、医療行為とは日本における医療行為、つまり医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、その他の関連法規によって、医師、歯科医師、看護師等の免許を有する者のみが行うことを認められており、彼らの医学的判断及び技術をもってするのでなければ、人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為、及び事業実施国において法令等で定められている医療行為等を指しております。診察、診断、検査、治療、薬の処方、処置等を指すこととしております。

先ほどもグレーゾーンという話がありましたけれども、我々といたしましては、先ほども保健分野は重点項目であることには変わらないということを申し上げましたけれども、これによって保健分野のN連事業を狭めようという意思は全くありません。ですので、果たしてこれが医療行為に当たるのだろうか、どうなのかという疑義が生じる場合は、ぜひとも事前に御相談いただければありがたいと思います。

それから、手引の関連ですけれども、医療行為の定義に関しましては今申し上げたとおりで、日本における日本の医療行為、それから事業実施国において法令等で定めている医療行為を指す。診察、診断、検査、治療、薬の処方、処置等を指すというところは申し上げたとおりでして、これを手引に記載する方向で考えております。

先ほども言いましたように、解釈が困難な場合におきましては、これは事前に御相談いただくということで我々としては対応したいと考えております。

以上が御質問に対する回答となります。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

ありがとうございます。

今の御回答に対して、NGO側でコメントはございますか。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

これに関しましては、本会合の準備会合でこれだけ明確な説明というのはいっていないなかつたかなと思っているのですが、いかがでしょうか。つまり、ガイドラインの存在、そういったところに関して何らかの説明があったかとは思いますが、例えば手引における記述について、今のような形で記述をするというような御説明は、例えば事前準備会合の中では必ずしもされていなかったのではないかと私は記憶しておりますが、他の方もそのように記憶しているのではないかなと思うところです。今のお話は、ここで初めて聞いた人も多いのではないかと思います。

そういう中で鑑みますと、今の例えば医療行為の定義は、すなわち我が国の医師法における、法文上は「医療行為」ではなく「医行為」と申しますが、あるいは歯科医師法の定義、こういったものを包括的に医療行為であるというふうに定義をして、これに関して包括的にNGO連携無償の対象外とするというようなことに関しましては、この場で初めて聞いた人が多いのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

これに関しましてNGO側として、直ちに、はい、わかりましたという話になるのかどうか。そのように判断できるものではないのではないかと私自身は思うところでございます。もし、他の方から御発言がありましたら、御発言をいただけると大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

どなたか、NGO側はありますか。

●今西（国際協力NGOセンター 連携推進委員）

JANIC連携推進委員の今西です。

今、稲場さんが言われたように、正直言って、具体的に保健分野での活動において、今言われたものがどれだけ該当し、どれだけ影響するかというものを即座に言うのは非常にNGO側としては難しいなと思うと同時に、実際に適用になった際には、NGO側の活動に影響する部分もたくさん出てくるのではないかという懸念があると思います。その場合には、NGO側の活動の大きな変更だとか、影響は少なくないと感じるところであります。

ですので、もう一度ガイドラインをしっかりとNGO側とシェアしていただくと同時に、次のN連の手引に記載する際にはどのような形になるのか。それから、私の想像ですけれども、記載された場合には具体的にどうなるかというところが、実際NGO側が今度手引に基づいて事業を形成する際に、どれが適用するのか、それを外さなければいけないかというところを判断するのは難しいと思うところがあって、別途何かそれに対する、言葉はどういう形になるかわかりませんが、具体例のような手引書があると、NGO側はむしろ助かるのではないかと思います。

ですので、今説明されて、はい、そうですかと言うのは多分難しいなと思うので、いずれにしてもNGO側の活動にどのぐらい影響するかどうかも含めて詳細は別途協議させていただいた上で、手引への記載や、それをベースにした具体的な適用範囲等については御相談させていただくのがよろしいのではないかと思います。

以上です。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

追加で。

今、今西委員のほうからもありましたとおりですが、引き続き丁寧に御説明をしていた

だくということがこちらとしても非常に大事ななど。また、私どもとしまして、今いただいた定義というものが、どのような形でNGO連携無償及びNGOの保健事業に影響を与えるかということについて少し精査をさせていただいた上で、また対話の場というものを、例えば連携推進委員会ということで言えばタスクフォースの会合があるかと思えますし、また、保健分野のNGOのネットワーク、GII/IDI懇談会、私が代表を務めております懇談会もあるかと思えます。そういった場所で引き続き丁寧に説明をしていただきつつ、私どもとしても、今おっしゃった定義の中で、NGOとしてどのような課題が生じ得るかということについて少し調査をして、そして、今言ったようなタスクフォースの会合やGII/IDI懇談会などの席上で丁寧な説明をしていただきつつ、私どもともしっかり対話をしていくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点確認ですが、ガイドラインという文書が存在するというを室長はおっしゃったと思ひたのですが、このガイドラインという文書はどこかに公開されている、もしくはNGOに対してこの文書を示すことができるものなのかどうか、この点に関しまして確認をさせていただきたいと思ひます。この文書については何らかの形で公開をしてあるのか、あるいは公開を予定しているのか、また、文面を何らかの形でNGOにお示ししていただくことができるのかどうか。

もう一つ、連携無償の手引における医療行為に関する記載については、事前にNGO側に見せていただいて、私どもとしてコメントをして、そして調整と合意のもとで記述を決めるということが出来るのかどうか。その2点についてお伺ひしたいです。よろしくお願ひいたします。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、佐藤室長、お願ひいたします。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

まず、NGO側は初めて説明を聞いたのではないかというお話でしたけれども、先ほど御説明申し上げましたように、医療行為を含む新規の申請案件につきまして、申請団体ごとにガイドラインの内容について説明を申し上げてきております。そして、今のところ、申請団体からは特段の異論は出てこなかったということでもあります。

また、この連携推進委員会のもとで行われておりますタスクフォースでありますけれども、11月1日のタスクフォースにおきまして、この件につきましては御説明申し上げているということでもあります。

●稲場（市民ネットワーク for TICAD 世話人）

今の御回答で、私は事情がありまして出席できなかったのですが、出席されていた方、このような明確な御説明があったのかどうか教えていただきたいと思ひます。

もう一点、個別の団体にガイドラインの内容を説明しているということですが、こういうガイドラインができたのであります、その内容はこうなのでありますという説明をされているのでしょうか。それとも、ガイドラインということではなく、中身を説明しているのか。そこについて教えていただけますか。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

まず、小美野さん、11月のタスクフォースのことを少しよろしいでしょうか。

●小美野（防災・減災日本CSOネットワーク 共同事務局）

わかりました。

本会合に向けてタスクフォースというのは、双方がきちっと議論を積んで話し合う場ということでございまして、本件に関しましては、この経緯に至った背景及び方向性としてお考えのこと、そういったことは御説明いただきましたし、NGO側としてこういった懸念がありますということもお伝えいたしました。

私たちの認識では、そういった協議をきちっと続けていって、お互いの理解にそごがないように進めていきたいと思いますということだったので、私個人の理解ですと、この件が別に今日の何かで決定されて終わりということではなくて、継続的に議論されることではないのかなと思っております。お互いがそういった率直な、かつ真摯な姿勢を持って話すことによって合意できる部分があるのではないかと考えております。

そんなところでよろしいですか。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

ありがとうございます。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、佐藤室長、よろしく申し上げます。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

それから、このガイドラインにつきまして、さらにより詳しい説明といいますか、引き続き説明をしてほしいということですが、これはまたタスクフォース等で我々のほうから御説明を差し上げるということはしたいと思えます。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

ありがとうございます。

そうしましたら、時間も迫っておりますので、引き続きタスクフォース等で、あるいはGII/IDI等でもお話をいただくということで、次に進めたいと思えます。よろしくお願

ます。

協議事項の3番目、「日本NGO連携無償資金協力の成果と課題」ということで、国際協力NGOセンターの副理事長の市川さん、よろしくお願いします。

●市川（特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター 副理事長）

大分時間が延びてしまったので、いつまで終了したらよろしいでしょうか。当初25分間の予定ですが、その時間配分のままで良いかを確認させてください。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

NGO側で発言を予定いただいている方で時間が限られている方はおられますか。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、会場の予約の関係もあるので、4時きっかりというわけではなくても、できるだけ早く終わらせるようにお願いします。

●市川（国際協力NGOセンター 副理事長）

わかりました。では、始めさせていただきます。

JANICから選出されている連携推進委員の市川です。よろしくお願いします。

議題としては、NGO連携無償資金協力事業（通称：N連）の成果と課題についてということで、2点について議論したいと思います。

前半は、佐藤室長が本日着任されたばかりということで、3団体の事例報告をさせていただきます。N連をいかに有効に使っているかということ、牛尾審議官もいらっしゃるので、ぜひお聞ききいただけたらと思います。

後半は、配布させていただいているN連の要望事項一覧で幾つか絞ったポイントについてお答えいただければと思います。

今年度は、第1回連携推進委員会が終わった後に、民連室の方とNGO側の連携推進委員と共に、タスクフォースを8月30日と11月1日に実施。良い形でタスクフォースを中心に民連室の方との調整が進んでいることについて、感謝を申し上げます。

特に、今年度は他の予算がなかなか増えない中で、N連が過去最大、予算ベースで47億円の予算がついたということは、民連室の方も含めて皆さんに非常に頑張っていたことの結果だと思っています。NGO側の連携推進委員を代表して御礼を申し上げたいと思います。

今日は3団体から話をさせていただきたいと思っております。

時間の関係で、2分間で報告をお願いしたいと思います。

最初、ホンジュラスで活動していらっしゃるAMDA-MINDSの田中さんより報告をお願いしたいと思います。

●田中（特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構 海外事業部長）

AMDA社会開発機構、田中と申します。よろしくお願いいたします。

我々の団体でも、NGO連携無償、当時はNGO支援無償と呼ばれましたけれども、その制度が開始された当初から、アジア、アフリカ、中南米、多くの国で多数の案件を実施させていただいております。現在はミャンマー、ネパール、ホンジュラスにおいて実施させていただいておりますけれども、中でもホンジュラスの案件について、今回御紹介したいと思っております。

今、母子保健の分野で活動させていただいておりますけれども、保健・医療のアクセスの非常に悪い地域で、特に妊婦の方が山から出てきて健診を受けたり、出産のための介助を施設で行うということが安全な出産のために重要なのですけれども、そのために妊婦さんの宿泊施設であったり、保健・医療施設のスタッフの能力強化、あるいは保健ボランティアの育成というようなところを草の根レベルで活動を推進してきた結果、施設分娩の出産の件数が3割、場所によっては2倍程度に増加したり、妊婦健診について4割増加したり、産後の健診についても7割増加、そういう具体的な成果が発現しております。

そういう開発の効果だけではなく、連携効果としまして、私どもはホンジュラスでは駐在員を置いて実施しているNGOとしては唯一だと認識しているのですけれども、そういう意味でも現地の大使館、JICAと連携させていただいて、日本の支援の一つのプレーヤーとして貢献させていただいているのではないかと。それは、まさにN連を実施しているからこそできていることだと思っております。

また、継続して経験を重ねてきていることから、JICAの技術協力プロジェクトの一部を担うこともできるようになっておりますし、また、こうして現地で活動を実施しているからこそ、その他の民間の資金をそこに招き入れることもできる。助成団体からの御寄附であったり、そういうことも実現しております。

また、日本の国内におきましても、在京のホンジュラス大使館からこの活動について我々を後押ししてくださるということもございますし、また我々は地元が岡山県というところで、地域の中ではODAあるいはNGO活動、また制度であるN連に関しても、なかなか接する機会がない方々に対しても広報をする、説明をする機会がございまして、それもN連を実施しているからこそできることだと思いますし、それを通じてODAへの理解を促進し、ODA全体の国民の理解を促進することができればと思っております。

これまで、制度の改善、予算の拡充というのも大幅に行われてきて、我々にとっても今年度は中南米がN連の重点課題になったということも非常にありがたく思っておりますし、ぜひその流れを継続させていただいて、今後も拡充していただき、特に今年度からSDGsの推進というのがございますけれども、これを官民一体となって実施していく一つの柱として今後も活用させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

●市川（国際協力NGOセンター 副理事長）

ありがとうございました。

次に、アジア砒素ネットワークの石山さんから報告をお願いしたいと思います。

●石山（アジア砒素ネットワーク 理事・職員）

アジア砒素ネットワークの石山です。

アジア砒素ネットワークは、90年代から飲料水の砒素汚染対策を実施してきた、宮崎県に本部を置く団体です。

2011年の終わりにバングラデシュの保健サービス局のほうから、砒素対策の経験を生かしてバングラデシュで喫緊の課題となっている非感染性疾患の対策、日本で言う生活習慣病対策、NCDといますが、それにも着手する旨、提案がありました。

2012年の春から夏にかけて、外務省のNGO補助金を活用し、NCDの対策のニーズが脆弱層に広がっているのか、私たちがこの分野で貢献できるのかを確認するための調査を実施しました。その調査の結果をもって、砒素対策と合わせる形で、NCDの対策に踏み切ることができました。

N連については、2012年の秋に相談を始めて、その後の採択が早かったおかげで、バングラデシュでNCD対策が開始された直後の2013年3月からNCDリスク低減事業を開始することができました。

この事業では、住民主導型のNCD予防と早期発見のモデルを考案し、政府関係者と作り上げることに成功し、バングラデシュのフィールドレベルでのNCDの予防と管理に先鞭をつけるものとなりました。

NGOの強みは、フィールドレベルで物を考えて行動することを得意とする現地のスタッフを同僚として持てるということにありまして、現地の人々のニーズに近く、実態に即した対策を組み立てられることにあります。つまり、現地のスタッフが中心になって政府の関係者や住民と相談、交渉を行っていき、日本人の投入は技術的指導、モニタリング、マネジメントに集中させられるので、費用対効果も非常に高い事業運営が可能になります。

これらの取り組みが評価されて、バングラデシュ保健サービス局のほうから、プロジェクトの枠を超えた形で連携協力協定を結ぶことを求められて、本年7月に締結を済ませ、機動力と波及効果をより高めることが可能になりました。

NGOだからこそ、届きにくい住民の声を中央政府に直接届けることができ、より適切なモデルを作り上げることができます。日本の援助の信頼を高めることにもつながっていると自負しております。

こうしたことから、N連の枠をぜひ今後とも広げる方向で検討していただきたいと思っております。

以上です。

●市川（国際協力NGOセンター 副理事長）

最後に、ピースウィンズ・ジャパンの山本理夏さん、お願いします。

●山本（特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン 海外事業部長）

ピースウィンズ・ジャパンの山本です。よろしくお願いいたします。

ピースウィンズのほうからは、幾つか実施しているNGO連携無償の案件の中で、ケニアの案件の説明をさせていただきたいと思っています。

ケニアの案件は、難民キャンプでのシェルター支援を行っておりまして、UNHCRのパートナーとして事業を実施しているのと、N連で事業を実施しているのを合わせて効果を倍増させて、より多くの支援を届けているような事案になります。

案件は、2011年にソマリアで起きた大きな干ばつで、大量の避難民の方がキャンプに出てきたことから始まります。ジャパン・プラットフォームからの事業支援を受けて事業を立ち上げながら、UNHCRと交渉して、NGOとしてのIPパートナーシップ契約を受けるということにこぎ着けました。

その後、2013年から現時点まで途切れることなく継続してUNHCRとのパートナーシップ事業も続けております。

ジャパン・プラットフォームは緊急支援でしたので、その支援自体は1年少しで終了して、その後、少し間があいたのですが、NGO連携無償のほうで3期連続して、UNHCRの事業と補完するような形での事業させていただいております。現在のキャンプでシェルター分野での唯一の団体としてやらせていただいて、UNHCRからの信頼も厚いと自負しております。

N連事業は、シェルター支援のみならず、ホストコミュニティの技術協力とか能力育成という部分にも力を入れて事業を展開させていただいております。

最初は国連と一緒にキャンプだけをやっていたのが、今はホストコミュニティにシフトしつつあって、今後キャンプが閉まっていくのですけれども、ホストコミュニティの人たち、残される人たちへの技術支援という部分にもN連を活用していて、こういう息の長いNGO連携無償で、キャンプのような治安的にも政治的にも難しい場所で事業展開できるというのは大変すばらしいスキームではないかと思っています。

以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、佐藤室長、コメントか何かはよろしいですか。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

御報告、ありがとうございました。大変興味を持って聞きました。ありがとうございます。

●市川（国際協力NGOセンター 副理事長）

後半は要望事項一覧をご覧いただけたらと思います。今日はNGOの多くの仲間も参加しているので、幾つかの項目について質問をさせていただいて御回答をいただきたいと思いますが、時間の関係で、重点項目についてについて、今の段階でどこまで検討がすすんでいらっしゃるのかお答えを伺いたいものを番号で申し上げます。

まず、1番のソフト案件について、これはやはり一番大きなところですが、そこについて伺いたい。あと6番、有給休暇について実働時間を含めることはできませんということについては、これはぜひ認めていただきたい。次に7番、一時帰国の件について。8番、法定福利費の件。

その他のところも本来ならお答えいただきたいのですが、とりあえずこの重点項目の4つについて、今お答えできる範囲でお答えをいただけたらと思います。番号で言うと、1番、6番、7番、8番についてお願いしたいと思います。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

では、ただいまの市川JANIC副理事長からのお話に関しまして、4点でございますが、NGOの要望の重点項目でございますが、佐藤室長のほうからお答えはできますでしょうか。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

お答え申し上げます。

まず、ソフト中心の事業に関してですね。本件に関しましては、従来のN連の運用を変えるものではありませんで、他の事業との重複がないことを明確にするものであります。JICAの草の根技協と予算的な根拠の区別をつけるために必要な記載であったために、削除自体は困難であります。一方で、今後、手引における表現上の修正については検討したいと思っております。

また、総額の10%以上をハードにしなければならないという案内が来ているがと、これは設けておりません。個々の申請費の中で間接費の比率が極めて高いなどの状況に対して、直接事業費の比率を上げるべきとのコメントをしたものだと思います。ハード予算を積むために不必要な資機材を加えるべきではないことはもちろんなのですが、ハードの支援ができるというN連の特徴、よさ、案件形成を考慮、検討していただきたいと思っております。

その次、6番は有給休暇に関してですね。N連における本部スタッフの人件費や現地スタッフ人件費の計上は、実働時間を対象としております。有給休暇取得時間分の人件費への計上については、法人としての規定、日数とか勤続年数等や労働法との関係を確認する必要があります。また、法定日数に対して各団体が実態的に適用している日数の確認や、複数事業を兼任している担当に関する案分にも留意する必要があります。これは検討するといたしますと、やはり時間がちょっとかかると思います。

次に、7番は一時帰国に関するものです。原則としては不可ということで、一律に認める

ことはなかなか難しいと思います。ただし、業務上の必要があるということで、その必要に応じて検討することは可能です。一方で、N連は複数年次事業であっても単年度ごとの契約となりますので、その場合には事実上、年次の変わり目に年1回は帰国はできることになっております。

以上が一時帰国に関するお答えです。

あとは8番、法定福利費に関するところでしょうか。現状におきましては一般管理費において計上が可能となっているという答えになります。法定福利費を計上していいという理解かという。

●市川（国際協力NGOセンター 副理事長）

法定福利費については、直接費に計上できることを含めて御検討いただけないかというところ です。

○佐藤（外務省 民間援助連携室長）

一般管理費におきましては計上可能となっておりますけれども、また今後検討させていただければと思います。引き続き、話し合っていければと思います。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

ありがとうございます。

そうしましたら、今のお答えに対してNGO側で何かコメントはありますでしょうか。

●市川（国際協力NGOセンター 副理事長）

お答えいただきまして、どうもありがとうございました。

本来なら、この要望項目にお答えいただきたいのですが、全体会議では限りがありますので、今後もタスクフォースを持っていく中で、民連室の方とはいろいろ率直な議論を積み重ねながら、お互い歩み寄れる形で、今年度末の手引の改訂に向けて話し合いができたら思っております。

あと、今年度のN連予算を増額いただきましたが、前回の定期協議会に提出した資料によると、NGO側からのアンケート集計結果として、私たちNGO側としては、まだまだ足りないという認識があります。具体的には、今年度は57億円、来年度は64億円がNGO側として申請したかった総合計です。かなり無理して増額いただいていると思うのですが、今後さらなる増額を御相談できたらと思っております。

特に今回報告していただいた事例は中南米、アジア、アフリカと、私たちNGO側も微力ながらも全世界でいろいろな形のネットワークで事業をしていますので、来年度は各団体の希望を聞くと、41カ国ぐらいでこのN連を使って活動したいということもありますので、ぜひ海外での広報も含めて、この点を一緒に考えていけたらと思っておりますので、今後ともよ

ろしくお願いします。

私からは以上です。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

それでは、会場の都合もごさいますので、閉会の挨拶に進めさせていただきたいと思ひます。

その前に2点ほど御案内がごさいます。1点目でごさいます、今般、平成30年度NGO研究会のテーマ募集を開始いたしました。締め切りは12月26日火曜日までとなっております。研究会で取り上げるにふさわしいテーマがごさいましたら、ぜひ御意見をお寄せください。詳しくは既に外務省のホームページに出ておりますので、NGO研究会ページをごらんください。

2点目でごさいます。中期計画に言及がごさいますNGO職員受入れ研修プログラムというものがごさいます、それを来年2月上旬に2日間程度にわたって、当省、外務省で実施する方向で今省内調整を進めております。これにつきましても、正式に決まりましたら、追って外務省のホームページに御案内いたしますので、その際は奮って御応募ください。

以上、2点、御案内でごさいます。

●堀江（GII/IDIに関する外務省/NGO懇談会 連携推進委員）

そうしましたら、少し時間が延びましたけれども、最後、閉会の挨拶ということで、関西NGO協議会の副代表理事の熱田さん、よろしくお願いします。

●熱田（特定非営利活動法人 関西NGO協議会 副代表理事）

大阪より参加させていただきました関西NGO協議会、所属NGOはアジア協会アジア友の会の熱田と申します。連携推進委員1年目にして、まだ勉強中でごさいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

地方よりの参加の一人として、地方よりの声をどんどん上げ、反映できればと常々考えておりますけれども、実際、関西では2016年度N連の実施団体が4団体、今年度のN環の実施団体が3団体と、とても少ないのが現状です。

本スキームを利用し、関西の国際協力団体が目的を果たす活動のために、そして体力をつけ、さらにステップアップでき、関西の国際協力の活動の底上げの一助になることを常に願っております。

その関連の活動といたしまして、12月23日に大阪のほうでワンフェス for Youth、2月3日と4日にはワン・ワールド・フェスティバルが行われますことをここでお知らせいたします。

本日は、NGOとODAの連携に関する中期計画の実現の中で、優先項目についての御説明をいただきましたこと、まことにありがとうございます。協議事項の中ではいろいろとこ

れから御検討いただくことも残っておりますけれども、さらに対話をしながら、このスキームがよりよいスキームになっていくために、お互い今後も意見交換を続けていければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後になりましたけれども、本日は国際協力局の皆様、本当にありがとうございました。特に、本日より民間援助連携室長とられました佐藤室長、今後、どうぞよろしく願いいたします。

報告に御協力くださいましたNGOの皆様、そして御出席いただきました皆様、ありがとうございました。今後も本委員会を通じ、日本のNGOと国が国際社会の問題の解決に向けて、日本のNGOと国がさらにより活動の推進になることを願っております。ありがとうございました。

○垂井（外務省 民間援助連携室 首席事務官）

関西NGO協議会の熱田副代表理事、どうもありがとうございました。

最後の議題のN連の成果と課題ですが、途中で時間がなくなったものですから、市川JANIC副理事長のお話が途中で切れるような形になったのですが、タスクフォースで引き続き議論させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

それ以外にございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本年度第2回連携推進委員会を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。